

Ⅳ 第7期計画における基本目標

1 基本目標

高齢者が生きがいを持ち、地域で生き活きと安心して健康に暮らせるまち

弘前市の最上位計画である「弘前市経営計画」においては、20年後の将来都市像（めざす姿）を「子どもたちの笑顔あふれるまち弘前」と定めています。

この将来都市像を実現するための地域づくりとして、「ひとづくり」「くらしづくり」「まちづくり」「なりわいづくり」の4つの観点それぞれに理念・目標を掲げており、その中で高齢者福祉等に係る「くらしづくり」においては、「郷土の豊かな歴史や伝統・文化に囲まれ生き活きと安心して暮らせるまち」をめざす姿としております。

国では地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進として「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備を進めています。

当市の第7期計画においても、国が示す「我が事・丸ごと」の地域共生社会を実現するために、第6期計画で構築した地域包括ケア体制をさらに深化・推進させることで、高齢者が住み慣れた地域での在宅医療と介護の一体的な提供の支援、地域住民主体の助け合いによる生活支援体制の取り組みや、今後、増え続ける認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けた取り組みと併せ、自立支援介護の推進による重度化予防等を更に展開するとともに、介護が必要となった方々に対し、適切なサービスが提供されるよう支援いたします。

また、高齢者がスポーツや生涯学習、趣味活動を通じて社会参加に積極的になれるよう支援するとともに、地域社会で孤立することなく、生きがいを持って生活することができるよう、介護保険以外の高齢者の健康・生きがいづくりの推進を図ります。

このほか、平成30年度に策定する当市の地域福祉計画との調和を図り、地域共生社会の実現に向けた施策に取り組んでまいります。

2 主な施策の方向

① 介護予防と自立支援介護の推進

団塊の世代が75歳以上となる2025年問題を背景に、要介護者や認知症高齢者の増加と生産者人口の減少問題に対応し、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で不安のない、充実した生活を送られるようにするため、自立支援・介護予防を積極的に推進します。

高齢者の自立支援に向けて取り組む事業者への支援、自立支援介護の基本ケアなどの推進、事業者、利用者、家族の意識啓発、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような通いの場や出番づくりなどの事業を実施し、高齢者が要介護状態にならない、または要介護状態が悪化しないように支援します。

② 地域包括ケアの推進

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある自立した生活を安心して続けられるように、地域包括ケアの中核的な役割を担っている地域包括支援センターの体制強化、在宅医療と介護の連携の推進、認知症の人やその家族への支援の充実など地域包括ケアシステムの構築・充実に向け関係機関と連携して進めます。

また、ひとり暮らし高齢者等の孤立死を防ぎ、急病や災害等の緊急時に対応できる安心安全に暮らすことのできる地域社会をめざし、地域住民、ライフライン事業者等による重層的な見守り体制の構築を進めます。

③ 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域社会で、介護を必要としない生き活きと生きがいを持ち自立した生活を送るためには、スポーツや生涯学習、趣味活動などを通じて積極的に社会参加することが重要です。そのために、社会参加・生きがいづくり活動を積極的に支援するとともに、老人クラブ活動の支援や老人福祉センター、生きがいセンター等におけるサークル活動の活性化を図ります。

また、高齢者の生きがい対策として、シルバー人材センター等の積極的な活用の啓発や地域貢献の意欲を生きがいづくりにつなげる仕組みを調査・研究していきます。

④ 認知症対策の推進

認知症に対する正しい知識の普及啓発のための取り組みの充実や認知症の人の早期診断・早期対応に向けた支援を行う認知症初期集中支援チームの適切な運営に努めるとともに、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる地域づくりを推進していきます。

⑤ 在宅福祉の充実

高齢者の多くが住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでいることから、在宅生活の支援をすることにより、高齢者の健康で自立した生活の継続や状態の改善、介護者等の負担軽減が図れるよう努めます。

⑥ 施設福祉の充実（介護施設以外）

高齢者福祉施設には、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス等ありますが、特に養護老人ホームに関しては、低所得の入所希望者が増えており、また、高齢者虐待の対応において重要な役割を果たしていることから、今後も適切な入所措置を実施します。

併せて、高齢者世話付住宅等における生活支援を継続し、入所・入居希望者への民間の有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅などをはじめとする高齢者のための住宅の情報提供に努めていきます。

⑦ 介護保険の円滑な運営

介護サービスの利用量の適正化と質の向上を図り、また介護相談体制を引き続き継続することにより、介護保険制度の適正な運営と介護が必要となった高齢者の尊厳を保ち、その有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう支援します。

⑧ その他高齢者への支援

災害時の避難に支援が必要となる要支援者の対策を強化します。